

三司使の成立について

——唐宋の变革と使職——

礪波護

【要約】唐中期いごに現れた令外の官たる節度使・転運使・度支使・枢密使等の使職は、社会的な變動に対応するためと、君主権の強化を意図して設置されたものである。本来、宦官に由来するこれら使職は、ほぼ当初の意図どおり、中世貴族制を崩壊させて宋いごの新しい社会を作りだす上に大きな役割を果たした。勿論、使職は過渡的なものであつて、これに伴なつて復活した「辟召」制が宋いご再び見られなくなる点は注意すべきであろう。本稿では、これら使職の内とくに、五代・北宋における大蔵大臣ともいうべき三司使成立の過程を追求した。国家財政の膨脹に伴ない戸部内の度支曹の重要性がましたが、安史の乱が起ると、戦費をまかなうため第五琦が山南等五道度支使に任じられ、苦しまぎれに始めた東南地方の海塩の専売が成功を収めるや、塩鉄使に任じられて塩の専売を全国的に施行した。いご度支使と塩鉄転運使は地域的に東西に分れて天下の財利を分掌したが、黄巢の乱ごろから三司を統合する動きがみえはじめ、五代の後唐のときに三司使が成立した。

地理学の目的が諸事象の充填された地域の個性の認識であるのに対して、歴史学は各時代の性格を認識することを目的の一つとしてゐる。この意味において、中国史上、唐から宋にかけての時代は極めて興味深いものがある。とくに唐代は、魏晉南北朝以来の貴族制社会の終焉期であり、宋代いごの中央集権的官僚制社会の播種期でもある。南朝と北朝とが一応統合された社会であり、南北の比重の

入替が始まる時でもある。この唐の社会がどのような社会であるのかを明らかにするには、唐朝の成立過程を追求すると共に、崩壊過程を究明することが、その時代性を把握する上に、まず必要なことである。

中国の社会・文化が、この唐から宋にかけて調期的な発展を遂げたということは、現在では日本の中国史家がひとしく認めるところ

である。しかしこの唐宋の変革を如何にみるかについては周知の如く二つの説があり、ある程度双方とも言い尽してしまっていると思われるのに妥協点は見出だされていない。これを単に歴史認識の相違であるとすましておくわけにはいかないように思う。現在の学界の状態ではまだ奴隸制とか農奴制とかを論ずるよりも、土地制度・村落制度・賦税制度等の復元の如き基礎的な作業がもつとなされねばならないのではなからうか。当時の諸々の制度を解明して基本的な姿を復原させ、それらがどのように変貌して行くのかを考えることがまず必要であると思う。単に唐代までが貴族制の時代、宋いごが君主独裁制の時代と機械的に類別するだけでなく、少くとも唐初から宋にかけての長い時間的な過程の上で、その間の発達移行の相をみる必要がある。その一つの試みとして、本稿に於ては官制の面で唐から宋への変遷を考えてみた。唐初の完成された律令制の一翼をになう諸制度に対して、唐中期いごに現れてくる令外の官ともいふべき節度使・転運使・塩鉄使・監軍使等のいわゆる使職なるものが何故出現し、それがどのような意味をもつのかを、就中、財政制度の面で出現する三司使の成立に焦点を合せて考察したものである。

一 唐中期における使職の成立

唐初の社会は、南北朝の伝統の上に立つた律令体制が、その隅々

にまで影響を与えた社会である。律令を基盤として、均田制・府兵制・租庸調制・隣保制が巧みに組み合されて人民を把握し、その上に三省六部制を中心とする中央政府が存在して唐王朝が形作られていた。中央政府は尚書・中書・門下の三省を中心とするが、門下省の存在が特異な役割を勤め、貴族出身の大臣による合議政体であるともいえるような有様であり、南北朝を通じて培われた貴族制は唐代に入つても揺るぎもしなかつたのである。したがつて科挙制の採用等にも拘らず、諸々の官位は門閥貴族ないし新興貴族の占める所となり、同時に貴族は官僚貴族化への道を辿つた。しかし、かれらの抛り所とする律令的官僚制は、律令制の本来の性質に由来するものではあるが、一見まことに整然と整備されているようであるのに、杜佑の指摘する如く（通典卷四〇）、そこには意味のない官制の重複と思われるものが少なくなかつたのである。

唐中期いご、安史の乱の頃を境として諸制度・官制の際立つた変化が目される。府兵制が崩壊して募兵制になり、均田制が崩壊して租庸調法が兩税法に変わるのである。社会内部のはげしい移り変りが制度を変革させ、その制度の変革がまた社会に影響を及ぼして一層輪をかけたのである。

太宗貞観六年（六三二）から高宗顯慶年間（六五六～六六〇）にいたる二十数年間に内外文武高等官の数が二十倍余に達したとした

浜口重国氏の説（『唐の玄宗朝に於ける江淮上供米と地税との関係』）

（二）・『史学雜誌』四五ノ二）は明らかに誤りであるとしても、相当数の大幅な増加のあつたことは事実であり、則天武后が朝に臨むに及んで人心収攬策として官職を濫授し、員外官が設けられ（日知錄卷二四・員外、陔余叢考卷二六・侍郎郎中員外）、その上、睿宗朝になるとその傾向はますます助長され、斜封官にみられる買官の制まで出現するようになった（通典卷一九・職官典總叙、新唐書卷八三・安樂公主伝）。このような動きの中で、令外の官ともいふべき使職が新たに發生して、律令制下の官制の内に食込んでくるのである。新唐書（卷四六・百官志）に、

又有置使之名。或因事而置。事已則罷。或遂置而不罷。其名類繁多。莫能徧舉。

とあり、極めて多くの使職があつて、その中に、一時的なもの（因事而置事已則罷）と、恒久化したもの（遂置而不罷）との二種のあることが指摘されている。勿論、このような使は律令官制には存在しないものであり、

礼儀之本。職在奉常。往年置使。因循未改。有乖旧制（旧唐書卷一一・大曆五年の条）。

という通りである。しかし杜佑（七三五～八一二）の頃には、通典（卷一九・職官典總叙）に、

牧・守・督・護。分臨畿服。設官以經之。置使以緯之。

とあつて、旧来の官と新設の使とが経緯に比せられる如く対等の立場で問題にされるようになり、唐の李肇（元和中の翰林学士）の撰になる唐国史補（卷下）内外諸使名の条には使職の發生ならびにその後の状態を簡潔に述べているが、そこに、

開元已前。有事于外。則命使臣。否則止。自置八節度十採訪。始有坐而為使。其後名号益広。大抵生于置兵。盛于興利。普於銜命。于是為使則重。為官則輕。故天宝末。佩印有至四十者。大曆中。請俸有至千貫者。

とある如く、使職は臨時的なものとして出現し、のちには官よりも使の方が重んぜられるようにさえたのである。

使職の「使」という文字は、元來、人を遣はして聘問させることを指した。これが官職の名として出現するのは某々使者という名称の方がより古いものであつて、漢代に既に稻田使者・繡衣使者等が派遣された。また安撫大使・慰撫使・討捕大使といったものも隋代には既に存在していた。その上、唐初には簡点使とか觀風俗使といったものも出現する。しかし、これらは一時的な臨時のものであつて、恒久性をもつたものではない。本稿で取上げたいのは歴史的に重要な恒久性をもつて制度化されたものであり、官と對比される使なのである。このような使は、唐の中ごろ開元時代を中心にして数え

れぬ程出現し、それ迄の官制と並立して行なわれながら次第に実権を握つて、それまでの官職を有名無実化してしまうのであり、朱全忠が唐朝を滅ぼすに際しては、資治通鑑（卷二六四・天復三年二月の条）に、

乙未。全忠奏。留步騎万人於故阿軍。以朱友倫為左軍宿衛都指揮使。又以汴將張延範為宮苑使。王殷為皇城使。蔣玄暉充街使。於是全忠之党。布列徧於禁衛及京輔。今全忠意以腹心為使。則京輔之權一歸之矣。

とあるように、着々と勢力を確保する上にも使が極めて大きな役を演じているのである。

恒久性をもつた使職（仮に領使と呼ぶ）は、中宗末年から玄宗朝にかけて次々に出現して重要な地位を占める（矢野主税氏・「使制度の發生について」・『史学研究』一二・一二）。これら多くの使職は通典（卷一九・職官典總叙の夾註）にのべるように、州県をおさめる按察・採訪等使、軍事関係の節度・団練等使、財政を扱う租庸・轉運・塩鉄等使に職務内容で大別することができ、唐国史補（卷下・内外諸使名）のように、太清宮・度支・左右街使等の在朝のものと、節度・營田・監牧使等の外任のものに分けることも出来る（唐国史補の当該の条は完全とはいいがたく、太平広記卷一八七および唐語林卷五所収の文を参照する必要がある）。唐中末期を彩どるのは

節度使の如き武人の割拠と、朋党・宦官であるが、節度使が使職の一たるはいう迄もないとして、殊に特異な、宦官が権勢を振つたことについては、使職との關係を無視することは許されない（趙翼・廿二史劄記卷二〇・唐代宦官之禍と中官出使及監軍之弊、日野開三郎氏・支那中世の軍閥一九八頁以下）。宦官の任ぜられた内宅主・五坊・功德・監軍等の使と、一般人が任ぜられた節度・轉運・塩鉄等の使に大別することもできる。

この宦官の任ぜられた内使・中使の重要性については既に六花謙哉氏の指摘がある（唐代に於ける内使・中使その他・東洋史研究六ノ二・講演要旨）が、単に重要であつたばかりでなく、領使の「使」という言葉は本来宦官に由来するものと思われる。即ち、この使という言葉は、驅使とか給使とか言つた時に用いられた軽い意味のものであつて、使職が重要視されるに従い重い意味に転化したものである。官制用語としての給使ないしは内給使というのは、北斉の散給使に起源をもち、唐代内侍省に属する宦官の官品をもたないもので（唐六典卷一二、唐律疏議卷三・工案雜戸）、宮中のつかい走りをしたものであるが、卑しい職のこの給使は天子の耳目的存在として相当うるさい存在であつた（唐会要卷六五・内侍省）。このような意味の使が使職としてのはつきりした姿をとるのは、嗣聖十三年（六九六）に殷中省飛龍廐の長を内飛龍使と称して宦官をそれに充

てて以来のことである。のちには士人も使職に任じられたのであるが、新唐書の撰者たる歐陽脩の集古録跋尾（巻九・唐康約言碑・大中七年）に、

唐自開元以後。職官益濫。始有置使之名。歷五代迄今。多因而不廢。世徒知今之使額非古官。襲唐旧号。而不知皆唐宦者之職。

とあるのが、この間の事情を適確に表わしたものであると言えよう。^③この意味からも、使職の設置は天子中心の中央集権制の強化と相通するものであると思われるが、そのような意図で出発しながら結果的には反対勢力に化した節度・防禦・団練使等の、それ故に宋代になると散官化されたり廃止されねばならなかった使職と、当初の意図に沿い、君主独裁権の強化に貢献して、多少変貌はとけても宋代に於て重要な役を果した樞密・三司・転運使等の使職に分けることもできよう。

このような各種の分類の仕方について、それぞれ面白い使職のもつ意味が感じとれるが、唐代における宦官の跋扈と使職とが密接に関係すること、領使の先驅をなす節度使が当初の意図とは逆の方向に走つたこと、使設置の意図が必ずしも一度では成功せず、次々と手を打たねばならなかったこと、特に唐中期いご天子が政治の建て直しをしようとする時に、常に使職を設置したり改変していることなどは注目されねばならない。使職の有する意義については後に論ず

るとして、次に財政諸使とくに途中複雑な過程を辿る三司使の成立を跡づけ、唐宋の変革の意義にも触れてみようと思う。

二 玄宗以前の財政機構——宇文融の括戸——

唐初の中国社会を經濟面からみると、一応均田法が施行せられて租庸調制の行なわれた時代である。但し北朝の系統をひく均田制が、南朝に行なわれた占田的土地所有形態との関連から考えて、唐初に於てどの程度まで施行せられたかについては疑問の点が多い。とも角、嶺南に於ては租庸調制は行なわれなかったが（仁井田陞氏・唐令拾遺六七三頁・賦役令）、他の地域では原則的に均田法に基く租庸調制が行なわれていた。租庸調収入を確實に得るためにも村落組織としての里坊制と隣保制が必要であり、賦役を直接人民から催駆する者は里正であつた。そして、中央で財政を扱う機関の中心は尚書省の戸部であり、その他司農寺、太府寺があり、少府監、刑部、工部も関係をもつたのである（冊府元龜卷四八三・邦計部總序）。

戸口財賦のことを掌る戸部は勿論、前代の制を承けている。古くは戸籍と財用とは別の二ないし三系列のものであつたが、北齊に至り、度支尚書がはじめて全財政を統べるようになり、隋では民部尚書と改め、唐に受け継がれて戸部尚書と改めたのであり、その後、名称の変更が一時行なわれたりもするが、この名称・機構が清朝に

まで続くのである（一般に隋唐の制度が北斉に起原するものの多いことを論じたものに陳寅恪氏・隋唐制度淵源略論稿がある）。

戸部尚書侍郎の下に戸部・度支・金部・倉部の四曹があり、戸部曹には郎中・員外郎が各二人いて民籍をつかさどり、他の三曹は郎中・員外郎各一人であつて、度支は會計を総領し、金部は錢帛の、倉部は穀物の出納をそれぞれつかさどつた。しかし後に、戸部曹と度支曹の郎中・員外郎の数が入れ替つたことは、通典（卷二三・戸部郎中の条の夾註）に、

建中三年正月。戸部侍郎判度支杜佑奏。天宝以前。戸部事繁。所以郎中・員外各二人判署。自兵興以後。戸部事簡。度支事繁。唯郎中・員外各一人。請回駁郎中・員外各一人。分判度支案。待天下兵革已息。卻歸本曹。奉勅依。

とあることから分るが、この文章が同時に唐初の財政機構の實質的に崩れてしまいつつあることを示していることに注目される。唐初の財政機構の大筋は以上の如くであつて、形式的には三司使の成立などにも拘らずこの組織がずっと後世にまで続くのである。

隋末の反乱の中から出発した唐初の政治的安定の時期はそう長続きしなかつた。隋朝滅亡の最大原因ともいうべき高句麗討伐は唐の太宗・高宗の兩朝にも再三試みられ、漸く一応の成功を収めえたが、唐朝をも大きく動揺させた。うち続く戦乱に逃亡兵が発生したりも

した。このような時代に人々が生活を支えた均田制は、規定以下の受田額であつても規定の上納をしなければならなかつたので、逃亡せざるをえない状態であつた。かくて窮乏農民の中で、土地を離れて有力者の下に走る者が多くなつた。逃戸の増大と規定以上の土地兼併の激化とは唐の均田体制に動揺を与えた。武周革命を頂点とする葛藤の限りを尽した延争を乗りきつて登場してきた玄宗朝の当面した問題はこれであつた。この解決のため開元九年（七二一）正月に監察御史宇文融が括戸のことを上奏した。これが実行に移されたのは同十一年五月からであるが、この時彼は勾当租庸地税兼覆田使に任命され、勸農判官十九人を各地に派遣して成績を挙げ、翌年六月に兵部員外郎兼侍御史に昇進して勸農使となり、勸農判官十人を増員して括戸をより徹底的に行ない、約八十万戸の客戸とそれに相應する多額の土地を獲得し、その功により同八月御史中丞諸色安韓戸口使となつた（鈴木俊氏・「宇文融の括戸について」・『和田還暦論叢』）。しかし規定以上の占田を没収したことなどから、大土地所有者たる貴族・豪族・官僚の強い反対を招き、結局失脚してしまつた。かれの括戸の主眼点は崩れかけつつあつた均田体制を大規模に維持強行することであつて、失敗に終つたのは時勢の力であり、かれの財政建直しの意図は、後に、彼の土地国有制と全く対立する、土地私有を認めた楊炎の兩税法として実を結ぶことになる。

宇文融が大きな抱負をもつて唐朝祖宗の法たる均田体制の再強化を図ろうとするに当り、勾当租庸地税兼覆田使・勸農使・諸色安輯戸口使といった使職に次々と任命されてその政策を遂行したことは、財政関係の使職の前期における性格を考える上に極めて注目されねばならない。玄宗朝を成立させたのは、端的に言つて、皇帝による親政政治を回復しようとする力であつた（谷川道雄氏・「武后朝末年より玄宗朝初年にいたる政争について」・『東洋史研究』一四ノ四）。そのような性格をもつ政策をになう宇文融の括戸が、それ迄の律令制下の官制・制度によつては遂行されず、一時的のものであつたといえ、それと相対する使職によつて行なわれたのである。

三 度支使の成立——財政の膨脹——

唐初の兵制は、西魏の宇文泰の創設にかかる兵農一致の府兵制であつたが、軍府の偏置・番上の形式の不善といった制度上の内的矛盾や、その存立の根拠とした均田制の崩壊等の原因により、中宗末期から玄宗初期にかけて府兵制度自体が崩壊してしまう（浜口重国氏・「府兵制度より新兵制へ」・『史学雑誌』五一ノ一一・一二）。府兵制を崩壊に導いた最大原因は軍鎮の発生増加であり、この指揮官として設けられたのが節度使であるが、新兵制による兵農分離により国家財政は膨脹せざるを得なかつた。一方、これと並行して内外

文武官の人数が激増しており、その為に莫大な給料を支払わねばならなかつた。この対応策として転運使が設置されることになる。

同時に中央の財務行政が複雑重要となり、ここに度支曹が大きくの上つてくるので、唐会要（卷五九・別官判度支）に、

開元二十二年九月。蕭冕除太府少卿知度支事。二十三年八月。李元祐除太府少卿知度支事。……故事。度支按。郎中判入。員外判出。侍郎総統押案而已。官銜不言專判度支。開元以後。時事多故。遂有他官來判者。

とあるように、開元二十二年から他官の者によつて判案されるようになるが、これはまだ度支使とは呼ばれない。このような時期に平盧・范陽・河東の三節度使を兼ねた安祿山が楊国忠を除くのを名目として兵を挙げた。これは天宝十四載（七五五）十一月のことであり、翌月には早くも洛陽を陥れ、翌年六月には潼關を陥れた。狼狽した玄宗は蜀に逃れ、皇太子が靈武で即位して肅宗となる。こうなると、軍費の調達が益々緊急の務となつてくる。通典（卷六）食貨賦税下の条の夾註に、

尚書省度支總天下經費。自安祿山反。至德乾元之際。置度支使。とあり、同（卷二三）職官度支郎中の条の夾註に、

至德以後。戎事費多。二年十二月。呂諲爲兵部侍郎平章事。充勾当度支使。

というように、この安祿山の反乱による戦時体制を賄う必要から、至徳・乾元の頃に度支使が生まれてきたことだけは確かである。通典の後者では至徳二載十二月に呂諲から始まった如くに書かれているが、呂諲が度支使になったのは乾元二年十二月のことである（通鑑卷二二一、冊府元龜卷四八三・邦計部總序）。また冊府元龜（卷四八三）邦計部總序には、

「其後財貨之任。多專置使以主之。……（開元）二十三年。以太府少卿李元祐。知度支使。

とあるが、これは別官判度支であることは前引の唐会要の記事が明らかにしている。そして、唐会要（卷五九）度支使の条に、

乾元元年。第五琦除度支郎中河南五道度支使。

といい、資治通鑑（卷二一九）至徳元載（七五六）十月の条に、

第五琦見上於彭原。請以江淮租庸市輕貨。泝江漢而上。至洋川。

令漢中王瑒。陸運至扶風以助軍。上從之。尋加琦山南等五道度支

使度支使始此。

とあることから、第五琦から度支使の始まったことが分るが、これがいつ度支使になったかとなると、史書の伝える所、互いに記事が錯綜している。これらを整理して度支使成立の事情を考えてみると、^④安祿山の乱を食止め、江淮地方の財源を確保するため、玄宗は至徳元載八月に第五琦の建言を聞きいれて彼を江淮租庸使に任じ、同年

十月に肅宗がそれを確認し、その上かれに山南等五道度支使を加えて、ここに山南等五道度支使が成立した。

ここにいう山南等五道がどこを指すのかということは、唐代の地域性を考える上において極めて重要な問題であると思われるにもかかわらず、今まで誰もこの点に考慮を払わなかつたのであるが、最近はじめて日野開三郎氏がこれに注目し、詳細な研究を発表された『兩税法以前に於ける唐の榷塩法』・『社会経済史学』二六ノ二・一九六〇）。しかし、氏の考証には疑問の点があるのであつて、全幅の信頼をおくことはできない。私は、この山南等五道は河南・山南東道・淮南・江南東西道でなければならないと考える。^⑤そしてこれは江淮租庸使としての任務を遂行するのに大きな便宜を与えたのであり、肅宗が房琯の反対をも押切つてこれを敢行したのは、総てをこれにかけていたことを示している。第五琦は期待に応えて成功を収め、また塩の専売をも始めて収入を増し、それをより一層強化する為に、乾元元年（七五八）三月には度支郎中となつて河南等五道度支、転運・租庸・鹽鉄・鑄銭等々の使を領し、同十月には戸部侍郎專判度支となつて實質的に度支使が確立するが（唐会要卷五八・戸部侍郎、卷五九・別官判度支）、翌年十二月には呂諲が勾当度支使となり、ここに名実共に度支使が成立した。財政の膨脹によりの上つてきていた度支曹が、安祿山の乱を契機として遂に度支使を

生み出したのである。

四 塩の専売の開始——塩鉄使の成立——

安史の乱後、衰亡しかけた唐朝が内憂外患にも拘らずなお一世紀半の命脈を保ちえたのは、兩税法の開始と塩の専売によつて國家財政を支えたからであるといわれる。とくに塩利は以後の歷代王朝の國庫收入において大きな位置を占めるのであるが、その唐中期における塩の専売の開始の状態について論じたものに、古くは金井之忠氏の「唐の塩法」〔『文化』五の五・一九三八〕があり、最近では日野開三郎氏の「兩税法以前に於ける唐の權塩法」〔『社會經濟史學』二六の二・一九六〇〕があつて、詳細な研究がなされているのであるが、まだ論すべき問題が残されている。一体、法律とか制度というものは、その成立期が一番大切なのであつて、一旦まがりなりにも一つの制度が出来上ると、それを強化する等のことは、為政者にとつては容易なことなのである。その意味からも、塩の専売法が成立する時の状態を究明することは是非必要なことである。

安史の乱が起るや、官軍の軍費を助けるため顏真卿が河北の數州で塩の官売を行ない、それを目撃した第五琦が、それを擴大して全國的に塩の専売を行なつたのであり、一般に第五琦から唐の塩の専売が始まつたとされている。第五琦の權塩法については、兩唐書

第五琦伝は一致して、彼が塩法の創立に着手した時の官は江淮租庸使・山南等五道度支使・司金郎中であつたことを記している（冊府元龜卷四九三・邦計部山沢一にも司金郎中とあり）。これから、塩法の開始は、至徳元載十月以降、同二載十二月十五日以前のことであると断定することができよう（附註④参照）。しかも、旧唐書（卷一二三）劉晏伝および冊府元龜（卷四八三・邦計部材略）に、至徳初。為國用不足。令第五琦於諸道權塩。以助軍用。

とあるのであるから、資治通鑑（卷二一九・至徳元載十月）に従つて、至徳元載十月のち間もなく權塩法を始めたとするのが妥当であらう。一方、塩鉄使は第五琦から始まつたということは多くの史書が一致して述べる所であるが、彼が塩鉄使に任ぜられたのは何時であつたか。唐會要（卷八八・塩鉄使）および冊府元龜（卷四八三・邦計部總序）の兩記事から明らかな如く、乾元元年に度支郎中として諸道塩鉄使に充てられたのである（これが三月のことであると思われることについては附註④で述べた通りである）。日野氏が、「國法としての權塩が塩鉄使の任命を俟つて創立せられたことは當然である」として議論を進められたのは間違ひであつて、權塩法開始の時期と塩鉄使の任命の時期とは別なのである。こうなると、新唐書（卷五四・食貨志）に、

乾元元年。塩鉄鑄錢使第五琦初變塩法。……及琦為諸州權塩鉄使。

尽權天下塩。

とあるのも部分的な修正が必要であつて、乾元元年に塩鉄鑄錢使として初めて塩法を變じたのではなく、至徳元載十月直後に初めて塩法を變じ、一部の地域で施行し、乾元元年に諸州權塩鉄使となるに及んで尽く天下の塩を權したとするのが適當と思う。

では初めて第五琦の變じた塩法はどの地域を対象としたのであろうか。金井氏は、まず塩池塩井の塩法を變じ、それに成功したので遂に海塩をも含めた天下の塩を權したとされ（藤井宏氏も世界歴史事典の塩法の項でこの説をのべておられる）、その理由に、塩池塩井は河東および蜀に多く、これらの地方は唐の勢力がなお存する地方であり、また塩池塩井ならば小地域ですむから完全が期せられるということを挙げておられる。しかし、塩池塩井のうち最も重要な蒲州の両池は開元二十五年の倉部格によつても分る如く、既に唐朝にとつては確保されていたのであり、目をつけるとすれば東南地方の海塩である。また第五琦が塩法を始めたのは江淮租庸使・山南等五道度支使としてであり、山南等五道に河東・劍南兩道が絶対に含まれないとすると、彼はまず東南の海塩を中心とした塩法を始めたと考えの方が妥當であらう。蜀の井塩が度支使によつて管轄されるのは永泰以降のことである（古賀登氏・「唐代井塩攷」・「史観」五三）ということも、これを裏付けるものであらう。

安祿山の反亂は非常な勢いで拡大し、唐朝は戦費を賄ふためにあらゆる手段を講じた。売官売度も行なつた（旧唐書卷一〇・至徳元載十月癸未）。このような時期の至徳元載八月に江淮租庸使になり、十月に山南等五道度支使に任ぜられた第五琦は、江淮地方の租庸を確保したのみならず、収入を増すためには何事をも辞さなかつたのであり、苦しまぎれに、遂に顔真卿にヒントを得て、江淮の海塩の専売を始めた。所が塩の専売を大規模にしようとするれば、司農の出納をも判しなければならず、塩鉄使の肩書きも必要となり、租庸や塩の輸送のためには軫運や館駅をも掌らなければならなくなり、乾元元年三月には度支郎中となつて河南等道度支、都勾当軫運・租庸・塩鉄・鑄錢・司農太府出納・山南東西江西淮南館駅等使を領するに至つたものと考えられ、ここに新たに塩鉄使が登場することになつたのである。しかし、専売制というものは、一地方のみ永く敷くことは無理なのであつて、全国的に拡大しなければならず、ここに於て全国的に塩の専売が始められ、この塩鉄使による塩の専売法が劉晏に受け継がれて益々成功し、国家財政の半ばを占めるようになるのである（金井・日野両氏の前掲論文参照）。塩の専売の開始についての資料が極めて少ないのは、充分に立案され議論されたものでないことを意味しているのではなからうか。第五琦が苦しまぎれに始めたものであり、房琯の反対も塩の専売についてではなく、

租庸使就任に対してのものであつた。劉晏が第五琦から引きついた時、塩利が四十万緡であつたことからみても、第五琦の主眼点は租庸の方にあつたのであり、塩はまだ従であつたのである。資料の少ないことが一つの史料であると言えよう。

塩鉄使と度支使とは安祿山の乱を契機として相繼いで密接な関係の下に登場し、第五琦に繼いで呂諲・劉晏・元載・劉晏と皆一人で両者を兼任した。所がこのような財政充実への努力にも拘らず安史の乱はまだ鎮圧されない。裴耀卿によつて改革された南方漕運の運輸系統がこの乱のために破壊され、揚子江より漢水を遡つて京師にいたる方法が用いられたりしたが、代宗宝應元年（七六二）六月に度支・転運・塩鉄等使に任ぜられた劉晏は、翌年に前後九年に亘つた安史の乱が終りを告げるや、淮水・汴河・黄河による漕運線路を復興すると同時に、その方法に対して一大改革を断行した（青山定男氏・『唐宋時代の転運使及び発運使に就いて』・『史学雑誌』四四ノ九）。そして、

（宝應二年）晏始以塩利為漕備（旧唐書卷四九・食貨志）。

という如く、このとき塩専売の収益で漕運の費用に充て、転運使の管轄区域が長安・揚子の間に拡大され、運路に沿う要地に巡院が設けられて中央への財政の補給に大きな役割を果すようになった。注目すべきことに、ここにいたつて塩鉄使と転運使が密接に結びつく

ことになったのである。

五 度支・転運使による財利の分掌

——財政の地域性——

度支使と塩鉄使は成立当初において一体の如き観があつたが、劉晏による宝應二年の漕運法の改革によつて転運使の権限が強大となり、これが塩鉄使と密接に結びつくことになった。翌年正月に専判度支及び諸道塩鉄・転運・鑄銭等使に任じられた第五琦は、諸道転運使の肩書きを持ちながら、實際上、河南から江淮にいたる転運には関与できなくなつたらしく、ここに度支使と転運使とが分離し始めた。

翌永泰元年正月には、第五琦は判度支のまま京畿・関内・河東・劍南・山南西道・鑄銭・転運・塩鉄等使となり、劉晏が東都・淮南・浙江東・湖南・山南東道・転運・塩鉄・鑄銭等使となつて、全国の財賦を西北部と東南部にほぼ二分して治めるようになった。同三月には第五琦の上奏によつて、概ね地方の塩鉄使を兼ねていた租庸使が廃止されて、ここに度支使による西北部の塩務行政への関与が始まる（古賀氏・唐代井塩攷）。これは転運使の権力増大に対抗するためであると考えられるが、翌永泰二年正月には、天下の財賦は度支使と転運使によつてはつきり地域的に二分されることになった（旧唐書卷一一、新唐書卷五一）。そして塩鉄使は両者の管轄内に入ることにな

つたのであり、このような二分状態は代宗朝（七七九）の間ずっと続けられるのである。

次に立つた徳宗は、建中元年（七八〇）正月に楊炎の建議にしたがつて兩税法を施行する。この兩税法の開始は、塩の専売とともにこれから後の中国社会の財政を支える二大支柱となるが、馬端臨が宇文融の括戸と比較して述べているように（文獻通考卷三）、祖宗の法たる租庸調法を変えはしたが、時宜になつた政策であつたが故に成功したのである。所が、この楊炎は使職ことに財政諸使に対して反対の立場をとり、唐初の尚書省の姿に復歸させるべきことを上奏して実行に移されたのである（旧唐書一二・建中元年正月甲午、通鑑卷二二六）。しかし、資治通鑑（卷二二六・建中元年三月）に、楊炎罷度支・轉運使。命金部倉部代之。既而省職久廢。耳目不相接。莫能振舉。天下錢穀。無所總領。癸巳。……皆如旧制。とあるように失敗に終つてしまう。このことを旧唐書（卷一二）徳宗本紀には、

一如劉晏・韓滉之則。蓋楊炎之排晏也。

といつてゐるが、このような楊炎の政策は大暦五年（七七〇）に迄遡つて考へてみる必要がある。

革新の意にもえる代宗が、元載の献策により、当時權勢を誇つた宦官の魚朝恩を誅し、その勢いで財政權を宰相の手に収めようとし

て、このとき魚朝恩の一党であるとの理由により戸部侍郎・度支・第五琦を左遷して、西北部の、とくに塩利を宰相の手に収めた（旧唐書卷一一・大暦五年）。そして今、元載と親交のあつた楊炎が宰相となるや、東南部の財利をも自らの手に収めんとしてこの挙に出たのである。徳宗とともに中央集權の実をあげようとした楊炎が何故に劉晏の握つていた使職を廃止したのか。單に劉晏を除くだけが目的だつたのであろうか。ここで、大暦の末年の江淮における塩利が六百余万緡で國家財政の半ばを占めていたことに注目しなければならぬ。即ち、安史の亂を取捨する財源を得ようとまず江淮で始めた塩の専売のために設けた塩鉄使が、後に轉運使と結びついて強大な存在になり、中央の意のままにならぬやうになつた（唐会要卷八三・租稅上・建中元年八月の條）。その故にこそ、東南の財政權を中央と一本化するとは楊炎の理想であつたのであり、また失敗に終らなければならなかつたのであると言えよう。楊炎の試みが失敗した後、藩鎮の反亂がおこり、徳宗が奉天に逃れたりするが、貞元二年（七八六）に、宰相崔造によりふたたび財政諸使の廃止が断行される。しかし当時、

崔造改錢穀法。事多不集。諸使之職。行之已久。中外安之。（資治通鑑卷二二二・貞元二年）。

といつた状態だつたのであり、またも失敗に終つてしまつた。必要

に迫られて設置されたこれら財政諸使は、その故に臨時の制でありながら強靱で恒久化するものである。しかし同時に、唐中末期の政治において牛李の争いで代表される朋党の問題が、この時期の財政諸使の廃止問題に関しても、特徴的にあらわれていることに注目しなければならぬ^⑥。宋いごの財政は土地に課する兩税と、商品に対する課利（塩利を含む）の二つに大別できるが、国家の財政は旧来通り租税の収入によるべきであるとして兩税法の開始に努力した楊炎らが、新しい塩の専売益金を確保して国家財政を潤わそうとする劉晏らの財政諸使に反対したものであり、それが失敗に終わったのであると考えるべきであろう。

貞元二年に度支使と塩鉄転運使を韓滉一人が兼任し、竇參がそれを引きついで両者が一本化されたかと思われたが、同八年四月には張滂と班宏の二人により、再び地域的に分掌されることになった。

翌年には張滂によつて茶税が始められ、唐会要（卷八三・転運塩鉄総序）に、

自後裴延齡專判度支。与塩鉄益殊塗而理矣。

というように、度支使と、転運使に結びついた塩鉄使とは東西に別れて益々別の道を進むことになる。この間、貞元元年（七八五）には藩鎮が塩鉄使を兼ねるようなことも始まり、同十年には王緯が塩鉄使となつて京口に治し、順宗が即位するや杜佑が塩鉄転運使とし

て揚州に治したりして、地域的な度支使との分掌は黄巢の乱ころまで続くのである。^⑦

徳宗朝ごろから藩鎮の跋扈がはげしくなり、東南からの漕運は困難を極めることになる。順宗・憲宗の唐室中興の努力（順宗実録卷二・貞元二十一年二月）、とくに塩鉄転運使李巽による塩利の増大の甲斐もなく、黄巢の乱の終つた僖宗の光啓年間（八八五～八八八）には、中央の威令の及ぶ地方は僅かに河西・山南・劍南・嶺南西道の数道にすぎない状態となつて（唐会要卷八七）、転運使が江淮地方の漕運を掌りえなくなり、これが発運使設置の主因ともなつた（青山氏・前掲論文）。そのうえ蒲州の兩池も河中節度使王重榮の手に歸した。一方、李巽の努力により、元和三年いご塩鉄使の管轄下たる東南地方の塩収入の純利益はすべて度支に歸することになり、藩鎮によつて塩鉄転運使を兼領されても、悪影響をうけることが比較的少くなつていた。

このように唐朝の威令の及ぶ範囲が減少すると、もはや度支使と塩鉄転運使とが地域的に分領するといつたことは不可能・不必要となり、財政組織を一本化する動きがでてきた。文献上、戸部・度支・塩鉄を三司と呼ぶ最初のものは、既に錢大昕が指摘した如く（廿二史考異卷五八）、元和七年の、飛錢についてのべた王播の上奏文にみえるものであるが、とくに三司として意識され、屢々用いられる

ようになるのは黄巢の乱ごろからであり、天復元年（九〇一）には僅かの期間、盧光啓が判三司となり、天祐三年（九〇六）には黄巢の反乱を鎮め、宦官の勢力を破滅させた朱全忠が三司使に任ぜられたが、受けないままに唐朝を滅ぼして後梁を建国した。黄巢の乱を契機にようやく塩鉄・度支・戸部が一本化されんとした時は唐朝の滅びる時であつた。

六 五代における三司使の成立

汴州宣武軍の節度使であつた朱全忠は唐を篡うと、そのまま運河と黄河の合流点として交通の便にめぐまれた汴州を国都とした。この後梁は五代十国の名の示すとおり華北の一部を領土とするのみならず、とくに太原に拠つた李克用との関係からも全く戦時体制であつた。この黄巢の旧部下を擁した後梁の太祖朱全忠の財政を担当したのは、唐末よりようやく統合されつあつた塩鉄・戸部・度支の三司ではなく、建昌宮使であり、博王朱友文がこれに任ぜられた（旧五代史卷三、五代会要卷二四）。朱珪が太祖を弑するや、建昌宮使は廃されて国計使が財政を統べるようになり、次の末帝の時になると租庸使がおかれて財政を担当した。五代史記に、

（唐）乾符已後。天下喪乱。国用愈空。始置租庸使。用兵無常。随时调斂。兵罷则止。梁興始置租庸使。領天下錢穀。廢塩鉄戸部

度支之官（卷二六・張延朗伝）。

とあるのがそれであるが、塩鉄戸部度支の官が廃されたというのは誤りである。既にのべた如く、租庸使は宇文融の括戸の際に現れ、安史の乱に際しては第五琦が江淮租庸使に任ぜられて財政を担当し、唐末黄巢の喪乱の中から再び登場したものを、後梁はこの軍事体制下に、財政の中心に坐らせたのである。

後梁を倒して後唐王朝を建てた（九二三）莊宗李存勗は、総てにおいて唐への復帰を意図したにもかかわらず、後梁の制を踏襲して租庸使を置き、その外に、同十一月には内勾使をおいて三司の財賦を勾覆させ、そのために州県からの供帳がわずらわしくなつた（冊府元龜卷六六五・九五二、五代会要卷一六）。翌同光二年（九二四）正月には、塩鉄度支戸部の三司はともに租庸使に隸属することになり（資治通鑑卷二七三、旧五代史卷三一）、胡三省が、「租庸使之權愈重矣」と註するような状態になつたのである。この間にも、三司復帰への動きが全然なかつたわけではない（旧五代史卷三一・同光二年三月の条、五代会要卷二四にのせる寶専の上奏）。所が、同光四年に河北で謀反した李嗣源が莊宗を倒して後唐の明宗となるが、即位の直前に、租庸使孔謙の専横を惡み、彼が怨みを民衆に歛めたとして全責任をなすりつけて血祭りにあげ、租庸使の名額をやめて、宰相の一人を判三司とし、同時に内勾司を廢止したのであつて、こ

こにふたたび塩鉄・戸部・度支が三司として財政の中心に坐することになった（資治通鑑卷二七五・天成元年四月庚子）。注目すべきは、

ここに登場した三司は、唐の永泰いこの塩鉄・度支が地域的な分掌であつたのとは異なつて、名称通りの職務内容による分掌になつたと考えられることで、塩鉄使・度支使成立当初の姿に近いと思われる。これは唐末に地域が減少し、後梁で建昌宮使・租庸使が出、しかも同光二年に租庸使が塩鉄・戸部・度支を一旦吸収したことが契機であつたと思われる。かくて四年後の明宗長興元年には、張延朗が始めて三司使に充てられることになつたのである（旧五代史卷四一、五代史記卷二六）。

唐末に成立せんかにみえつつ、後梁で一步後退した三司使の成立が、五代において後周の世宗とともに君主権力の集権化を図つた点で注目される後唐の明宗により、ここに行なわれたのである。そしてこれは、後梁と後唐との間に経済政策の面で、田租依存より商業による税金依存へと移行したということ（吉田寅氏・「五代における経済政策の推移」・『東洋史学論集』）、この時期に軍閥資本家が晋陽を中心に抬頭するということ（宮崎市定氏・「五代史上の軍閥資本家」・『人文科学』二ノ四）とも密接な関係をもつものであると言える。この三司使は後晋・後漢・後周と受けつがれ整備されつつ宋代にいたるのである。

七 宋代の三司使

近衛兵に推されて即位した宋の太祖は五代の弊にこりて、近衛軍の組織の改変と節度使の実権削奪等を行ない中央集権に努め（統資治通鑑長編卷六・乾德三年三月）、複数統治形態という高度な方法を用い、また民政・軍政・財政を分離させて天子個人によつてのみ総攬しようとした。宋の財政制度は多く唐によつていたが（宋史卷一七九・食貨志會計）、三司使に關しては、後唐の制をうけつぎ（群書考索後集卷五四・財賦總論）、太祖の即位直後からおかれたい（職官分紀卷一三・三司使）。玉海（卷一八六・食貨理財）には

国初沿後唐制。併戸部為三司使。凡二十四案。吏千余人。

とあるが、最初からその二十四案が塩鉄・戸部・度支の三司に均分され整つていたのでないことは、宋会要輯稿食貨五六に

旧例。塩鉄六案。度支十四案分押。戸部四案。乾德五年。度支判官侯陟言其不均。始令三部各分領八案焉（長編卷八・乾德五年十月の条を参照）。

ということから分るが、同時にこれは、塩鉄・度支・戸部が後唐からこれまでは職務内容で分掌されており、度支がきわめて重要であつた^①のが、ここに至つて三者が機械的に八案づつ分掌することになり、

既に三司というものの、完全に一つの機構となつたことを意味すると思われる。そして、宋代の三司使は參知政事（副宰相）につぐ重要な役目として計相といわれたのである（宋史卷一六二・職官志・三司使）。これ以後、とくに太宗によつて三司使の制度に色々手が増えられたりもするが、この三司使の名称・機構はそのまま神宗朝まで続くのである。

宋初、三司使に属する一般会計の錢物は左藏庫に入れられ、別に帝室財政があつたが、宰相はこれらの財政には何ら関与できなかった（曾我部静雄氏・『宋代財政史』七頁以下）。そのため民政・軍政・財政がばらばらになる弊害が生じ、宰相が財政に関与すべきであるとの意見も出て（群書考索後集卷五四などにのせる至和中の范鎮の上疏、長編卷一九六にのせる嘉祐七年の司馬光の上奏）、それが実行に移されたのが神宗時代の王安石によつてである。

元来、州の地方財政としては僅かに常平倉だけがあり、しかも三司の監督下にあつたのであるが、王安石がこれを資本として青苗法を始めると、錢穀の流用を防ぐために別の系統を作り、提舉常平倉事をおいて転運司と対立して青苗法を監督させ、中央の司農寺の統轄下にいった。また役法を改正して募役法を始め、これから得た免役錢等も地方税として提舉常平——司農の系統に属することにした

（宮崎市定氏・『宋代州県制度の由来とその特色』・『史林』三六

ノ二）。ここに地方財政の確立がみられたのであるが、同時に、三司の権が始めて分れたのである（文獻通考卷五二・戸部尚書）。元豐五年（一〇八二）の官制改革で三司使が廃され、唐制の戸部の復活が行なわれて、これ以後、戸部尚書に属するもの（戸部左曹・転運司の財）と宰相に属するもの（戸部右曹・常平司の財）の二つに分れ、ここに三司使は完全に姿を消すことになつたのである。

八 三司使成立の意義

財政面における唐朝の苦悩とそれの克服とは、開元十一年（七二三）の宇文融の括戸から、建中元年（七八〇）の兩税法の施行の期間に集中的にあらわれている。いわゆる財政家がクローズアップされるのもこの時がもつとも甚だしいのではなからうか。この時期に成立した専売法と兩税法の成立に、財政諸使とくに後に三司を形成する度支使・塩鉄使が深い関係をもつてゐることは、上にのべた通りである。

宋代における三司使は元豐の官制改革にいたるまで、各路における転運使と相對應して、中央財政を全く統轄していた。一方、唐初においては戸部尚書がその位置を占めていた。だから唐の戸部が宋の三司に転化したといえる。所が、決して一度の官制改革で両者が交替したのではないことは既にのべた通りであり、殊に地域的な考慮

が払われねばならぬことが分る。まして元豊いご名目上は唐制に復帰はしても、実質は全く別物である。旧唐書（巻四八）食貨志は制度の良否を問題とせず、使職に就く人を得るかどうかを重視している。これは、財政使職が既成の財政機関の存在するにもかかわらず出現してきたのかを考えるためにはきわめて大事な点である。安史の乱の勃発に際し、その収拾策として設置した度支使・塩鉄使は、既成の財政機関を頼らないで財政の全権をゆだねる形をとつたのであり、その後もいくたの変遷はあつても一人ないし二人の上に財務行政を集中させて急場をきり抜けたのであつて、その故にこそ財政担当者がこの時期にくに問題とされるのである。三司使の成立までの制度的な過程はすでに詳しく述べたので繰り返すことは止め、ここでは人に焦点を合わせてみよう。唐代に塩鉄使・度支使および戸部尚書に、ま

(1) 唐代の戸部尚書

時代	年代	内訳 人数	家 柄				仕 官 の 状 態			
			郡望	非郡望	不明	進士 及進士	明經 その他	蔭	不明	
唐 初 } 安史の乱	618 } 755	60	23			3	4	15	1	
				25		4	10	4	7	
					12	2	2	0	8	
安史の乱 } 黄巢の乱	756 } 875	60	30			22	0	4	4	
				19		13	1	1	4	
					11	4	0	2	5	
黄巢の乱 } 唐 末	875 } 906	18	10			9	0	1	0	
				2		1	0	0	1	
					6	1	0	0	5	

(2) 唐代の度支使

時代	年代	内訳 人数	家 柄				仕 官 の 状 態			
			郡望	非郡望	不明	進士 及進士	明經 その他	蔭	不明	
安史の乱 } 黄巢の乱	756 } 875	72	36			23	3	7	3	
				18		7	4	4	3	
					18	7	2	1	8	
黄巢の乱 } 唐 末	875 } 906	22	7			6	0	1	0	
				3		3	0	0	0	
					12	5	0	0	7	

は、既成の財政機関を頼らないで財政の全権をゆだねる形をとつたのであり、その後もいくたの変遷はあつても一人ないし二人の上に財務行政を集中させて急場をきり抜けたのであつて、その故にこそ財政担当者がこの時期にくに問題とされるのである。三司使の成立までの制度的な過程はすでに詳しく述べたので繰り返すことは止め、ここでは人に焦点を合わせてみよう。唐代に塩鉄使・度支使および戸部尚書に、ま

た五代・宋代に三司使に任ぜられた人々の家柄^⑩（郡望の家柄か否か）と仕官の状態（科挙出身か否か）を一覧表にあらわしてみると、唐・五代・宋の三時代におけるそれぞれの性格が特徴的にあらわれる。南北朝からつづいた貴族制は安史の乱を契機として崩壊するといわれるが、唐代において戸部尚書・度支使・塩鉄使になつた人は、唐が滅びるまで、「五分の三」ないし「三分の二」程度がいわゆる

(3) 唐代の塩鉄使

時 代	年代	内訳 人数	家 柄			仕 官 の 状 態				
			郡望	非郡望	不明	進士 及 進士	明經 その他	蔭	不明	
安史の乱 } 黄巢の乱	758 } 875	56	22			10	4	6	2	
				19		9	5	2	3	
					15	7	1	0	7	
黄巢の乱 } 唐 末	875 } 906	18	10			9	0	1	0	
				1		1	0	0	0	
					7	4	0	0	3	

(4) 五代の租庸使・三司使

使 名	時 代	年代	内訳 人数	家 柄			仕 官 の 状 態						
				郡望	非郡望	不明	進士 及 進士	明經 その他	蔭 (外戚)	牙軍	胥吏	不明	
租庸使 建昌宮使・	後梁の初 } 後唐莊宗	907 } 926	7	1			0	0	0	1	0	0	
					3		0	0	0	3	0	0	
						3	0	0	0	1	0	2	
(判三司) 三司使	後唐明宗 } 後周の末	926 } 960	22	2			0	0	0	1	1	0	
					11		0	0	1	5	0	5	
						9	1	0	0	2	0	6	

(5) 宋代の三司使

時 代	年代	内訳 人数	家 柄			仕 官 の 状 態						
			郡望	非郡望	不明	進士 及 進士	明經 その他	蔭	牙軍	胥吏 及 捐納	不明	
太 祖 } 太 宗	960 } 997	30	3			2	0	0	0	1	0	
				12		7	0	0	5	0	0	
					15	3	1	1	5	1	4	
真 宗 } 神 宗	997 } 1082	64	7			5	0	2	0	0	0	
				27		24	2	0	1	0	0	
					30	23	2	1	1	0	3	

「郡望」の家柄の人によつて占められ、安史の乱を契機に減少せず、かえつて増加さえしている。一方でかれらの仕官の様子をみると、三者ともとくに憲宗朝(八〇五〜八二〇)いこは殆んど科挙合格者、

殊に進士によつて占められている。所が五代になると様子は全く一変する。郡望の家柄の者は例外的で、科挙合格者は皆無であると言え、牙軍出身ことに孔目官を経歴した者が目立つのである。つぎに

宋代になると、初期の太祖・太宗の頃は未だしも、それ以後は全く進士合格者によつて占められているが、郡望の家柄の者は殆んどいない。制度の面のみを眺めていては余り分らぬ時代の動きが、こうして三司使（前身を含めて）になつた人に焦点を合すときわめて明瞭になる。

唐中期いご郡望の家柄の者がかえつて増える現象は何を意味するのか。これこそ南北朝以来の門閥貴族に替る唐的官僚貴族の急激な進出であり、科挙制との結びつきが結果して登場したものであろう。所が、五代の分裂は唐末までつづいた貴族制をものの見事に没落させ、まさに武人割拠の時代となつた。南北朝以来の貴族制の没落は、このように二段階に涉つて行なわれたのである。そして、宋代において郡望の家柄の者が殆んどいないことは、唐以前の貴族的地主がそのまま宋以後の士大夫的地主に推移変質したものでないことを示していると思われる。五代という時代は、これら個人および制度の両面に、表面的には断絶を示しつつ、その実、唐と宋とをスムーズに結びつける役割を果しているのである。

このようにみえてくると、塩鉄使・度支使に任ぜられた人と戸部尚書に任ぜられた人との間に貴族制の観点からみてそう差はなさそうだが、ここに任命権の問題が関係してくるのである。旧来の制では官吏の進退は吏部で司り、吏部こそは貴族制度擁護の牙城であつた。

所が令外の官たる使職の任命権は天子にあり（使職が本来宦官に由来するということからも当然のことではあるが）、臨時の官の名の下に自由に任命しえたのであり、まさに「恩寵の世界」の名の示す通りであつて、この塩鉄使・度支使の場合も例外ではなかつた（たとえば、旧唐書卷一二・建中元年正月甲午の詔からも明らかである）。この意味からも、三司使成立への道は、唐から宋にかけての政治・社会の動きと密接に結ばれつつ、あくまでも中央集権制の確立と君主権強化の動きであると言ふことが出来ると思う。

九 唐宋の変革と使職

唐初の諸制度・官制は南北朝の伝統の上に立つ律令制の下できわめて整然とした姿を呈していた。にもかかわらず、それを打破つて唐中期いごかくも多くの使職が出現したのは何故であろうか。使職があらゆる分野にわたつて急激に出現したことは、社会の全般において大なる変革が行なわれたことを意味するであらう。事実、使職が均田制・府兵制の崩壊、文武官濫授による財政の膨脹等の社会的変革に対応するために設けられたことは確かである。しかし、この社会的変革が鋭く大きかつたとは言え、旧来の官制を単に拡大ないし部分的な改造をすることによつて維持し対応することが全く不可能であつたとは思われない。ここからは使職出現の必然性は生まれ

ない。既成の官制内で済みますか新たな官職を設けるかの選択権が為政者の手に残されていた。唐朝は自らにもつとも有利と考えたからこそ後者を選び、新たに臨時の使職を多数設けて新事態にそなえさせ、既成の官制と並立させながら実権を使職の方に与えたのに相違なく、ここに令外の官たる使職の登場が行なわれた。だからこの時すでに使職の性格には一定の枠がはめられていたのである。

では何故に唐朝はこの道を選んだのか。第一に、濫官等のために膨れ上った旧来の官制は整然としているようで、かえつて形式化し煩瑣であつて、新事態にそなえる実務を主眼とすると、少数の人間に集中的に権限をゆだねるのが得策と考えたからである。これは度支使・塩鉄使成立の際にみた第五琦の立場が明瞭に示しており、また楊国忠が四十余使をも兼ねたことにも関連する。第二に、旧来の官制内で勢力を擁する門閥貴族層への対抗策として新たに使職を設けたのである。^⑨これは使職の内で宦官の占めるのがきわめて多いということ、使職の任命権が天子にあつて臨時の官の名の下に自由に任命しえたことからも分ると思う。これらに輪をかけたのが貴族層内部の矛盾であり、科挙制とも結びつき、互いに因となり果となつて、結局、君主権の強化を意図していたと言えるであらう。勿論これらは共に危険性を内包しており、一人で大きな権力を握ることになれば今まで目につかなかつた矛盾が表面化するのであつて、安史

の乱を惹起し、藩鎮の跋扈・宦官の専横を許し、ついには唐朝を滅亡させた一原因でもある。

所で、体制外の存在たる使職の下僚はどのようにして任じられたのであろうか。判官以下の下僚の任命は、長官たる使の「辟召」によつてなされていたのであつて、通典(卷一八・選舉六・雜議論下)にのせる礼部員外郎沈既濟の論の中に(通鑑卷二二六では、大曆十四年八月に繫年している)、

今諸道節度・都團練・觀察・租庸等使。自判官副將以下。皆使自銓。縦其間或有情故。大率其例。十猶七全。則辟吏之法。見行於今。但未及於州縣耳。

とある通りである。杜佑も指摘する如く(通典卷一八・評曰)、隋文帝による州郡の辟召と中正の廃止こそは、貴族制を根底から揺がすものであつた。辟召制は、正当なる官制においては、以後の中国社会にふたたび現れなかつたものである。その意味で、この使職の下にみられる辟召制の問題は重視すべきものであろう。この辟召制の復活は、体制外のものであつたという所に起因するものではあるが、当初はこれでもつて中央集権制への一助とするつもりであつたのであろう。しかし、辟召制そのものが、地方分権的な性格を内包することは否めない事実である。その方向に極度に進んだ所に出現したのが藩鎮体制であるといえよう。使職はあくまでも過渡的なも

のなのであつて、この辟召制にしてもその意味で考えるべきであり、使職のもつ二重性格の内の地方分権的な要素を払拭した宋代に始めて完全な中央集権制が確立したと言えるのである。体制外存在であつた使職の設置^①によつて、胥吏の重要性が増し（旧唐書卷一〇六・楊国忠伝）、胥吏の数が激増したこと（新唐書卷二〇三・吳武陵伝）も注意すべきであらう。

唐初の中央政府は三省を中核とし、むしろ貴族出身の大臣による合議政体であつた。しかもこれら三省の起原を求めると何れも君主権強化のために設けられた天子の私的機関であつたのに、それが次々に貴族群の共有物に公開されていかなばならなかつたのである（内藤乾吉氏・『唐の三省』・『史林』一五ノ四、宮崎市定氏・『東洋の近世』・七七頁〜八一頁）。このような前例と比較するとき、使職の出現が社会的な変革に対応するために、また君主権の強化・中央集権制を意図するものであつたとして、それが長い目でみると、ほぼ当初の意図にそつて進んだのが多かつたという点は充分注意されねばならない。使職がもつ社会への影響力も無視できないが、やはりこの唐から宋にかけての社会的な内部の変革が、使職設置の意図をそのまま実現させる程するどく強大であつたのであり、端的にいって生産力の増大であり、使職がそれと不可分に結ばれつつ宋以後の新しい社会を作りだしたのである。同時に、このような君主権強化

の意図がそのまま実現されたことは、唐宋の変革の特色と限界をも示しているのである。

以上で小論を終えるが、本稿で一応は触れたが未だ十分に論じていない、唐代の郡望の家柄が没落する詳細な過程や、当代の辟召制の実態等の問題については今後の課題としたい。

① 浜口氏は、貞観六年の内外文武高等官が通典（卷一九・職官

一）により六百五十員未満であり、顯慶年間の内外文武高等官が一万三千四百員であるから、この間に二十倍余の多きに達したのであるとされ、これが通説になつていのであるが（たとへば鈴木俊氏も「唐の戸税と背苗錢との関係に就いて」において、この説を援用して立論されている）、浜口氏の拠られた通典の本文には、「貞観六年。大省内官。凡文武定員六百四十有二而已。」とあり、この貞観六年の数は内官だけの数であつて、これを顯慶年間の内外文武官の数と比較することは無理である。太宗年間の内外文武官の数が僅か六百数十人である筈がないのであつて、新唐書（卷三六・百官志）の「初太宗省内外官。定制為七百三十員。」と通鑑（卷一九二・貞観元年）の「上謂房玄齡曰。官在得人。不在員多。命玄齡併省。留文武總六百四十三員。」の兩記事は拠るべきでなく、通典（卷四〇・職官二）にのせる杜佑の上言の文中にもみえる「國家貞觀初。省内官六百員」とあるのが正しい。ちなみに、隋開皇中の内外文武官の数は一二五七六員（内訳は内官二五八一人・外郡縣官九九九五人）であり、唐開元二十五年には一八八〇五員（内訳は

文官一四七七四人・武官四〇三一人であり、また内官二六二〇人・外郡県官一六一八五人）である（通典卷一九・三九・四〇）。これにより王鳴盛の疑問（十七史商榷卷八七・官教各処不同）も氷解することになるであろう。

② この意味で、唐代においては宦官が任ぜられたが、その後、一般人が任ぜられ、宋代に執政として権勢を振った樞密使の変遷の過程は重要であると思われる。

③ 「判」とは、高官が下級の職を兼ねることを指す。以下に見える判戸部・判度支も、戸部郎中・度支郎中の職を高官が兼ねたときに用いられたものである。

④ 度支使の成立に関する史料は兩唐書・通典・唐会要・冊府元龜・通鑑に散見するが、互いに記事は錯綜している。しかし、度支使成立の時期をはつきりさせないことには、つぎの塩鉄使の成立の時期や塩の専売の開始の時期・状態も分らなくなるので、以下に考えてみよう。通鑑によると、第五琦が至徳元載十月ないしその直後に「山南等五道度支使」に任ぜられ、これが度支使の最初とする。これに対応する旧唐書列伝（卷一二三）は年月以外はこの通りであるが、新唐書列伝（卷一四九）は「河南等五道度支使」となっている。古賀登氏は最近この問題を取り上げ（『唐代井塩攷』、『史観』五三）、新唐書列伝の記載を正しいとし、兩唐書列伝の後文にみえる「河南等度支使」こそ先の使を継いだものであり、その理由に中央官たる度支使が地方にあつた筈がないということを挙げておられる。しかし私はこれには納得できない。度支使と度支使とは全然別個のもので

あることはいうまでもない（錢大昕・十賀齋養新錄卷一〇・度支度支不同）。度支使とは、辺軍で概ね節度使の下で一軍の歳計を司つたものである（唐六典卷二一・旧唐書卷四三）。そして当時、度支使は殆んど營田使と結びつき、節度使が両者を兼任していた（唐会要卷七八・節度使）。最初は単なる軍司令官として出発した節度使が財政民政にわたる全権を握るにいたつたについては、度支使・營田使等の使職を兼任したことが大きな意味をもっているのである（青山定雄氏・『唐代の屯田と營田』の第二章、注三四・三五、『史学雑誌』六三ノ一）。營田使と結びついていないという点からも、又、五つもの道の財政を担当するということから、度支使であると考えべきであろう。次に、兩唐書列伝にみえる後文の戸部侍郎判度支として領した諸使の中にみえる河南等道度支使はたしかに度支使であろうか。唐会要（卷六一・八一）によると、第五琦が館驛使と転運使を領したのは、乾元元年三月で、その時の官は度支郎中である。唐会要（卷五八）によれば、戸部侍郎判度支になつたのは乾元元年十月のことである。すると、乾元元年に度支郎中として帯びた塩鉄使・司農太府出納使（度会要卷五九・八八）および河南五道度支使（唐会要卷五九、冊府元龜卷四八三・邦計部總序）も、乾元元年三月のことと考えてよいだろう。すると、第五琦が乾元元年三月に諸使を領した中に含まれていたのは河南五道度支使なのであり、兩唐書列伝の度支使は誤りであるといえる（冊府元龜卷四八三・邦計部選任ではこれを度支使と記している）。ただし、乾元元年三月に度支郎中として諸使（そ

の中には塩鉄使も含まれている）を兼ね、十月に戸部侍郎専判度支となつたのであり、この点兩唐書列伝などが戸部侍郎専判度支となつて諸使を領したとしているのは不適当である。この専判度支こそは、事実上の度支使の最初であるが、系譜的には、以前の山南等五道度支使が発展的解消したものであつて、あたかも裴耀卿が江淮河南転運使に任ぜられ、これが転運使の開始であるのに比せられる。

では山南等五道度支使に初めて任ぜられたのは何時であるうか。通鑑は至徳元載十月のこととするが、唐会要（巻五九）等によれば乾元元年三月に度支郎中として始めて河南五道度支使に任ぜられた如くにも考えられる。兩唐書列伝によれば、山南等五道度支使に始めて任ぜられたのは、明らかに司金郎中に任ぜられるよりは前のことである。所で、今まで誰も注意しなかつたが、金部郎中が司金郎中と呼ばれたのは、天寶十一載三月七日から至徳二載十二月十五日の間のみである（唐会要巻五九、旧唐書巻四二）。一応通鑑に従い、至徳元載十月から始まつたと考えてよいと思う。だから、乾元元年三月に始めてなつたのではなく、以前から帯びていたものを、他の新たに帯びた諸使とともに再び列挙されたものと思われる。

⑤ 唐代における地域性ならびに塩法の開始とも関係するので、この五道を比定することは是非必要である。日野氏の詳細な研究の要旨は、五道度支使が或いは山南等五道とあり、或いは河南等五道とされていて、これが前後二回の任命記事（至徳元載十月と乾元元年）と密接な関係をもち、河南等五道が至徳元

（載）十月に繫年されているのは、氏の検出された七史料中、新唐書伝の一例のみであり、新唐書は輕卒勝手な改作をもつて悪名の高い史書であるから、これは誤りであるというにある。

しかし、これ以外にも、冊府元龜（巻四六八）台省部薦舉の条（殿中侍御史との兼官だから）および同（巻四八三）邦計部裴龜の条（江淮租庸使との兼官で司金郎中になる前だから）の二例も存在するのであり、その上、江南等五道という例もあるのであるから（同巻四八三、邦計部選任）、氏の結論に賛成するわけにはいかない。山南等五道・河南等五道・江南等五道はみな同じ地域を指しているものであり、江淮租庸使と兼官であつた点から考えて、河南・淮南・山南東道・江南東西道の五道を指したものであると思う。これは又、永泰元年（七六五）以後、塩鉄転運使と度支使によつて天下の財賦が二分された時の塩鉄転運使の管掌区域であり（唐会要巻八七）、乾元元年三月に初めて節度使のおかれた地域でもある（旧唐書巻一〇、唐会要巻七八）。

⑥ 第五琦が江淮租庸使になるのに房琯が反対したことは、新唐書（巻一三九・房琯伝）・唐会要（巻八四・租庸使）・大唐新語（巻一〇、釐革）にみえる。ただし、房琯が反対したのが純政策上の問題であるか、賀蘭進明の部下であつた第五琦に対する党派的感情から出たものであるかは断定できない。

⑦ 日野氏は前掲論文で塩法の開始と塩鉄使成立の時期を乾元元年正月とされた。その論拠は冊府元龜巻四九三（四九〇の誤り）邦計部・錫復門・至徳二年正月の条の敕文にみえる記事であつ

て、その二年が三年の誤りであり、至徳三年正月即ち乾元元年正月であるというにある。しかし、当該の敕文にはそのような記事はないのであつて、この記事をもつてそのように推断することは出来ない（もし、外からの引き間違ひであつたとしても、本文にのべた事情から考えて、至徳二年正月のままの方が正しいと思われる）。

⑧ 唐代の朋党の問題は、宦官との結びつき等から、きわめて複雑な様相を呈するのであつて、いずれこの問題を総合的に考察したいと考えている。

⑨ 最近、古賀登氏は杜佑の『通典』に揚州に治所を移していたとされ（『唐代井塩攷』）、論拠として審賚隨筆（卷九）『唐揚州之盛の条を挙げておられるのであるが、これは誤りである。節度使が塩鉄使を兼領した時に、揚子院が重要となるだけである。反証は数多いが、たとえば旧五代史（卷一八）張文蔚伝を参照。』

⑩ 元和四年二月の李巽の上奏文に「江淮河南峽内兗鄆嶺南塩法監院。去年取塩価緡錢七百二十万。比旧法張其估二千七百八十余万。非実数也。今請以其教除為煮塩之外。付度支取其數。（『唐会要・卷八七』）」とあるのは、冊府元龜卷四九三の記事と照らし合せると、總收入から塩本を差引いた純利益は総て度支に帰したと考えるべきであつて、加藤繁氏訳註「旧唐書食貨志下」の註一五一および註一五六は明らかに誤りである。なお江淮の塩法が開成三年（八三八）には依然盛んであつたことは、円仁の入唐求法巡礼行記（卷一、同七月廿一日の条）の記載からうかがえる。また唐会要（卷二五雜錄）によると、太和七年（八

三三）以前において、かの待漏院が塩鉄と度支にはあつたが、戸部にはなかつたのであり、これからも、戸部に対して、塩鉄と度支の比重が大きかつたことが分るのである。

⑪ 唐中期いご、度支が重要となつたのは、単なる財政の膨服ということ以上に、經濟の發展、商業の重視を意味するものである。

⑫ 宋代の三司がある程度の人事権とある程度の司法権を与えられていたことについては、宮崎市定氏・宋元時代の法制と裁判機構・東方學報京都二四・一九二頁以下に詳しい。

⑬ 三司を構成する点から言えば、戸部内の戸部曹の長たる判戸部になつた人を取り出すべきであるが、史料的に不可能であるので、ここでは、旧来の財政長官たる戸部尚書を比較の対象として取上げた。

⑭ 貴族制社会とは家柄を重んずる社会である。三司使の成立と貴族制との關係を究明するために、三司使（前身を含めて）に任ぜられた人の家柄、すなわち郡望の家柄の出かどうかを考えたい。州郡制度の变革にも堪へ、あらゆる難局を切抜けて唐代まで州の名門たる地位を保つてきたのが、唐代のいわゆる郡望であり、唐代における郡望の家柄の選定の方法には三つばかりあるが、ここでは太平寰宇記に記載する姓氏の条から復原する方法を用いる。寰宇記からの郡望の復原は、最近、池田温氏が「唐代郡望表（上）」（『東洋學報』四二の三、七八頁以下）に発表されているので参照せられたい。

所で、寰宇記には滑州白馬郡の郡姓が挙げられているが、古

来、白馬郡という郡は存在しないもので、東郡ないしは靈昌郡とあるべき所である。有名な白馬津の渡場のあつた所なので、誤つて白馬郡とされたものと考えられる（なお、滑州については、森鹿三氏・「賈耽」・『中華六十名家言行録』所収参照）。元和姓纂（卷七）上官氏の条に、東郡の上官氏があり、これから池田温氏が比較対照された（前掲論文八六頁）敦煌文書のA東来郡・B東平郡の来と平がともに衍字であり、同時に、AB両文書の相当密接な関係が明らかになる。

⑮ 三司使（前身を含めて。ただし、唐代の戸部尚書、五代の建昌宮使・租庸使に任ぜられた人をもふくむ）に任ぜられた人の姓名と在職年代は、嚴耕望「唐僕尚丞郎表（一）」・万斯同「唐将相大臣年表」「五代将相大臣年表」、李璣「皇宋十朝綱要」をもとに正史を参照し、適宜選択して作成し、次にこのような人物を各列伝に当り、本貫（本籍地）と科挙に合格したかどうかを調べ、それを唐代郡望表に照らして（寰宇記には記載されてないが、范陽の盧氏と博陵の崔氏とは、名族中の名族なので郡望として取扱つた）、郡望の家柄かどうかを判定して表が作成されたが、ここでは紙数の関係で詳細は省き、結果の簡単な一覧表のみを掲げることにする。

⑯ 進士・挙進士欄の一人は挙進士であり、挙進士とは進士試験受験の資格を得ることで、進士そのものになつたのではない（宮崎市定氏・『科挙』・二一頁、吉川幸次郎氏・『唐代の詩と

散文』・七七頁）。

⑰ 唐的貴族的地主から宋的士大夫的地主への移行については、今の所、宮崎市定氏が「五代史上の軍閥資本家」（一八頁）でのべられた説に従つておきたい。

⑱ たとえば、前掲唐国史補に「為使則重。為官則輕。」とあり、財政使職に関しては、通鑑（卷二一五）天宝元年三月の条に「百司有利權者。稍稍別置使以領之。旧官充位而已。」とある。この点において、唐中期における翰林学士の設置も揆を一にする（なお、山本隆義氏・「唐宋時代に於ける翰林学士について」・『東方学』四・参照）。また、この時期に、中書省の強化・門下省の弱体化がみられたことも注意すべきである。

⑲ 使職はあくまでも官ではなかつたのであるから、勿論、九品には排列されない。だから監察御史勾当江淮租庸使・戸部侍郎度支使并諸道塩鉄転運使・宣州刺史充浙江西道節度使といった風に、官と兼ねた形で任命された。

⑳ たとえば、塩鉄使が設けられても、塩の専売が施行できない状態であれば無意味である。塩の専売といつたことは誰でも考えつくことだと思われ、それが後漢以後殆んど行われず、とくに南朝において一度も行なわれなかつたということは、この時期に莊園制が一般的であつて、政府が塩の専売を施行できなかったのであると思われる。

Tenyakukata-koshôya 点役方小庄屋
in the *Saga* 佐賀 Clan

by
Masayoshi Jôshima

Two *Koshôya* 小庄屋, *Myôkata-shôya* 名方庄屋 and *Tenyakushôya* 点役庄屋, were put over each village in the distributed lands *Chigyôchi* 知行地) villages of the *Saga* clan. Originally *Tenyaku-shôya* was superior to *Kokukata-shôya* 石方庄屋, but gradually it was overwhelmed by *Kokukata-shôya*, later lost its rank as a *Koshôya*, and in the late Shogunate period arranged into *Gô* 郷, being hold by a concurrent *Ôshôya* 大庄屋 in many casses. In the main tasks of *Tenyaku-shôya* were imposition of labor service, levy of not only *Furyômai* 夫料米 but *Tanmai* 反米 which originally meant *Furyômai*, *O-koshôya-ryô* 大小庄屋料, and *Chikubokukairyô* 竹木買料, or levy of *Unjôgin* 運上銀 and others free of labor service. These were partly or all kinds of the Clan's revenue, and of *Koshôya* in the distributed lands *Tenyaku-shôya* was of the clan, but a large distributed land had a considerably large self-government then the situation of *Tenyaku-shôya* in the large distributed lands seemed to be delicate between two factors.

Establishment of *San-ssû-shih* 三司使

—Reformation of *T'ang* 唐 and
Sung 宋 and *Shih-chih* 使職—

by
Mamoru Tonami

Shih-chih 使職, *Chieh-tu-shih* 節度使, *Tu-chih-shih* 度支使, and *Shu-mi-shih* 樞密使, the officials without constitution after the middle of *T'ang* 唐, were established in order to meet the social change and to strengthen the monarchy. These *Shih-chih* 使職, originated from *huan-kuan* 宦官, played an important role in dissolving the Medieval aristocracy and creating a new society after *Sung* 宋.

Certainly, *Shih-chih* were transitional, and it is remarkable that *Pi-chao* 辟召 system revived with this disappeared again after *Sung*.

This article treats, of these *Shih-chih*, the forming process of *San-ssü-shih* 三司使, worthy of the Chancellor of the Exchequer in *Wu-tai* 五代 and northern *Sung*. As the national finance grew expanding, the importance of *Tu-chih* 度支 subdepartment in *Hu-pu* 戶部 was increasing. When the *An-shih* 安史 rebellion occurred, *Ti-wu-ch'i* 第五琦 was appointed for the first time to a *Tu-chih-shih* for *Shan-nan-têng-wu-tao* 山南等五道, raising money for war expense. Promoting a successful monopoly of sea salt in the southeastern countries as a desperate measure, he was appointed to *Yen-t'ieh-shih* 鹽鐵使 to execute the monopoly of salt all over the country. Hereafter, *Tu-chih-shih* and *Yen-t'ieh-shih* went halves in the nationwide finance divided in east and west, and then after *Wu-tai San-ssü-shih* 三司使 was established in *T'ang*.